

① 特別修繕引当金及び製品保証等引当金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

I 特別修繕引当金の損金算入に関する明細書						
資産の種類及び名称	1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	昭平	昭平	昭平	昭平	
期首現在特別修繕引当金	3	円	円	円	円	円
当期取崩額	4					
	5					
	6					
減額	7					
	8					
	9					
差引特別修繕引当金	10					
積立期間終了から2年経過後の取崩しによる場合の取崩額	11					
当期繰入額	12					
繰入限度額の計算	13					
	14					
	15					
	16	円	円	円	円	
	17					
	18					
繰入限度額の適用がある	19	円	円	円	円	
	20					
	21					
差引期末特別修繕引当金	22					
特別修繕予定日経過引当金額の取崩額の計算						
積立期間終了事業年度末の翌日から2年を経過した事業年度終了の日の差引特別修繕引当金額	23	円	円	円	円	円
積立期間終了から2年を経過した場合の取崩額	24					

II 製品保証等引当金の損金算入に関する明細書

当日前2年以内に開始した各期の目的物の請負又は製造に係る収益の額の合計額	25	円	当期繰入額	29	円
当日前2年以内に開始した各期の目的物の請負又は製造に係る補修費の額(目的物の引渡年度に支出されたものを除く。)の合計額	26		当期の目的物の請負又は製造に係る収益の額の合計額	30	
実績による補修費の支出割合(小数点以下4位未満切上げ)	27		繰入限度額 $30 \times (27 \text{又は} 28) \times \frac{1}{6}$	31	
法定の補修費の支出割合	28	$\frac{1}{1,000}$ 又は $\frac{5}{1,000}$	繰入限度超過額 $29 - 31$	32	

別表十一（四）の記載の仕方

1 特別修繕引当金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、平成13年改正後の平成10年改正法附則第7条第1項《特別修繕引当金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成10年改正前の法第56条第1項《特別修繕引当金》の規定及び平成10年改正法附則第7条第2項から第9項まで《特別修繕引当金に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「資産の種類及び名称1」には、船舶については1隻ごと、炉、ガスホルダー又は貯油槽については1基ごとに、その名称を記載します。
- (3) 「前回の定期検査又は特別修繕の年月日2」には、当期がその特別の修繕を完了した日の属する事業年度である場合は、当期の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。
- (4) 「期首現在特別修繕引当金3」には、当期首現在における法人計算による特別修繕引当金の金額を記載します。
- (5) 「当期繰入額12」には、当期において損金経理により特別修繕引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。
- (6) 「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額13」は、①当該資産につき当期末までに特別修繕を行ったことがある場合には、「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産（船舶に限ります。）につき当期末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき当期末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。
- (7) 「繰入限度額の計算」の「 $\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}} 15$ 」は、次により記載します。
 - イ 「積立期間の月数」には、平成10年改正前の令第112条《特別修繕引当金勘定への繰入限度額》及び平成10年改正前の規則第26条の3第1項《特別修繕引当金勘定への繰入限度額の計算等》において資産別に定められている月数を記載します。
 - ロ 「当期の月数」には、当期がその特別の修繕を完了した日の属する事業年度である場合は、その完了の日から当期末までの月数を記載します。
 - ハ 「積立期間の月数」及び「当期の月数」の月数は、1月未満の端数が生じた場合には1月として計算します。
- (8)イ 「繰入限度額の計算」の「経過措置の適用がある場合の計算」の各欄は、平成13年改正後の平成10年改正法附則第13条第1項《特別修繕引当金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成10年改正法附則第24条の規定による改正前の平成8年改正法附則第4条第

1項ただし書又は平成10年改正法附則第13条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成10年改正法附則第25条の規定による改正前の平成9年改正法附則第4条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合に記載します。

ロ 「 $\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}} 15$ 」の記載に当たっては、

平成10年改正法附則第7条第2項の規定の適用を受ける場合には、「当期の月数」とあるのは「当期首から適格分社型分割等の日の前日までの期間の月数」として記載します。

また、平成10年改正法附則第7条第8項の規定の適用により特別修繕引当金勘定の金額の引継ぎを受けた日の属する期にあっては、「当期の月数」とあるのは「適格組織再編成の日から当期末までの期間の月数」として記載します。

2 製品保証等引当金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、建設業等を営む法人が、平成10年改正法附則第8条第1項《製品保証等引当金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成10年改正前の法第56条の2第1項《製品保証等引当金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「当期前2年以内に開始した各期の目的物の請負又は製造に係る収益の額の合計額25」から「実績による補修費の支出割合27」までの各欄は、補修費の支出割合について法人の実績により計算する場合に記載します。

なお、補修費の支出割合について平成10年度改正前の令第113条の3第3項《法定の補修費の支出割合》に規定する割合（「25」）によるときは、記載する必要はありません。
- (3) 「法定の補修費の支出割合28」の「 $\frac{1,2 \text{又は} 5}{1,000}$ 」は
 - ①建設業を営む法人又は船舶、船用機関、船用ポンプ若しくは船用プロペラの製造業を営む法人にあっては「1, 2又は5」を消し、②電波調理器の製造業を営む法人にあっては「1、」及び「又は5」を消し、③その他の法人にあっては「1、2又は」を消します。
- (4) 「繰入限度額⁽³⁰⁾×(27)又は(28)× $\frac{1}{6}$ 31」の「 $\frac{1}{6}$ 」の分子の空欄には、次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の数を記載します。
 - ① 平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間に開始した事業年度 5
 - ② 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した事業年度 4
 - ③ 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に開始した事業年度 3
 - ④ 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に開始した事業年度 2
 - ⑤ 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始した事業年度 1